

標 題：

SHIPBOARD OIL POLLUTION
EMERGENCY PLAN

NKテクニカル インフォメーション

No.: 155

Date: 平成 6年12月14日

関係船主各位

本件に関し、NK テクニカルインフォメーション No.138 (平成 6年 5月31日付)でお知らせ致しましたが、一部訂正がありましたので、改めて本テクニカルインフォメーションをお送り致します。

なお、NK テクニカルインフォメーション No.138 (平成 6年 5月31日付)はお手数ですが廃棄願います。

NK テクニカルインフォメーション No.113 (平成 5年 3月26日付)で、お知らせしましたように、MARPOL73/78 条約附属書 I 第26規則により、150GT 以上の油タンカー及び 400GT以上の油タンカー以外の船舶で1993年 4月 4日より前に引き渡された船舶は、1995年 4月 4日以降、船上に「油濁防止緊急措置手引書」を備えつければなりません。

以下に、テクニカルインフォメーション No.113 の補足説明を致します。

1. 油濁防止緊急措置手引書の内容について

日本籍船舶に対しては、㈱成山堂 (TEL 03-3357-5861) で発売しております標準書式をご使用ください。

本書式には、第1号様式：外航タンカー用

第2号様式：外航ノンタンカー用

第3号様式：内航タンカー用

第4号様式：内航ノンタンカー用 があります。

その他の船舶に対しては、上記標準書式の第1号様式及び第2号様式が和英併記されていますので、これらを使用することができます。

また、外国籍船に対しては上記様式以外にInternational Chamber of Shipping (国際海運会議所) が標準 model (英文) を発売しておりますので、こちらをご利用下さっても結構です。

同会議所の連絡先： International Chamber of Shipping

Address: 12 Carthusian Street, London, EC1M 6EB, UK

Tel No: + 44 71 417 8844, Fax No: + 44 71 417 8877

Contact: Mr. Alec Bilney or Mr. Neil Chambers

2. 油濁防止緊急措置手引書の承認及び検査について

船籍国政府又は本会の承認を受けた手引書を本船に備付け、その後本船に備置されていることの確認検査を受けなければなりません。

2.1 承認を行う機関

- (1) 日本籍船舶については、テクニカルインフォメーション No.113 にてお知らせした通りです。
- (2) 次の国籍を有する船舶については、NKが承認を行います。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524

パナマ、リベリア、バハマ、バヌアツ、香港、シンガポール、ルクセンブルグ、
モーリシャス、キプロス、ミャンマー、ベリーズ、ブルネイ、イラン、
モルジブ、マーシャル諸島、パキスタン、スリランカ、セント・ビンセント、
ギリシャ（ギリシャ語及び英語併記で作成する必要有り）、トルコ

- (3) 次の国籍を有する船舶については、一隻毎に船籍国政府の許可が得られた場合にNKが承認を行います。

アンチル諸島、リビア

- (4) 次の国籍を有する船舶については、MARPOL ANNEX I の代行権限が付与されている場合にNKが承認を行います。

キリバス、クウェート、マルタ、タイ、ベトナム

- (5) 次の国籍を有する船舶については、客船以外の現存船のみNKが承認を行います。

デンマーク

- (6) 次の国籍を有する船舶については、船籍国政府が直接手引書の承認を行います。

オーストラリア、オランダ、インドネシア、フィリピン

- (7) 上記(1)から(6)以外の国籍を有する船舶については、都度本会にお問い合わせ下さい。

2.2 承認手続き

- (1) NKが承認する場合

NK機関部又はNK国内支部（機成山堂発売の標準書式を使用する場合に限る）に2部（本船用1部、NK控用（写）1部）（インド籍船及びクウェート籍船は政府用として1部追加必要）また、本船用以外に貴社事務所控え用として承認ご希望の場合はその追加分を提出願います。

提出の際には次の事項を記載した申込書、あるいは検査申込書を添付願います。

①申請者の住所、氏名又は名称、電話番号、担当者氏名

②船名

③船級番号

④検査予定日及び予定場所

⑤承認後の手引書の返却先

- (2) 船籍国政府が直接承認する場合

この場合は、船主、用船者等が直接当該政府に承認申請を行って下さい。